# 有田市観光ポータル構築業務に係る

# 企画提案説明(プロポーザル事業) 実施要領

有田市経済建設部産業振興課

# 概要

本市の観光分野においては、個々の観光コンテンツを目的とした観光客は多いものの、他のコンテンツとの結びつきが弱く、市内の周遊につながっていない。

また、2025 大阪・関西万博は、世界の多様な文化や価値観の交流、新たなつながりや創造促進など、日本の魅力再発見と、経済、社会、文化等あらゆる面において、より付加価値の高い観光の実現を目指すきっかけとなり、大阪・関西のみならず、日本全体にとって更なる飛躍が期待できるものである。

有田市は、関西空港から車で 60 分、大阪・関西万博会場から 90 分で来訪可能な圏域であり、2025 大阪・関西万博開催をチャンスと捉え、万博効果を最大限に活かすべく、国内旅行者のみならず、訪日観光客(インバウンド)を、本市をはじめ有田地方に誘客することで、本市への観光客の増大、地域経済の発展を目指すものである。

本事業ではこれらの達成に向けインターネット技術をはじめとしたデジタル技術を活用し、 観光地としての改善・魅力向上及び適切な情報発信のための戦略策定、観光ポータルの構築や プロモーションに加え、市や市民・民間事業者が一体となって持続的に本ポータルを運営する 仕組みを構想し、本市の観光産業支援と振興の礎を構築することを目的とする。

### 1.対象業務

- 外国人嗜好性調查
- 潜在力調查
- 基本戦略の策定
- ・既存コンテンツの翻訳と観光ポータルへの掲載
- Web サイト設計・構築
- ・デジタルプロモーション
- ・観光ポータルの持続的な運営方針の策定支援

#### 2.業務概要

観光客の趣味趣向に即した観光施設・店舗情報やイベント情報を発信する機能を有し、かつ 多言語に対応した観光ポータルを構築する。

また、当該サイトに掲載する観光情報について、外国人の嗜好性に合わせた内容とするために、外国人嗜好性調査及び市内の観光コンテンツの再発掘を行い、インバウンドに向けたプロモーションの基本戦略を策定し、その戦略に合わせて当該サイトを構築する。

当該サイトの構築後、サイト訪問者を増加させ、インバウンドに当市の魅力を知ってもらうために SNS 等のインターネットを活用したプロモーション活動を実施する。

また、当該サイトを持続的・自立的に運用していくための仕組みについて、構築するための 基本方針の策定支援を実施する。

### 3.履行期間

契約日から令和6年3月31日まで

### 4.購入金額

構築等に係る費用は、66,990千円以内(いずれも消費税および地方消費税含む。)とする。

(初期構築費・クラウド利用費など、当該業務を履行するために必要な費用の全てを含む。)

# 5.本業務に係る仕様書

有田市観光ポータル構築業務仕様書及び機能要件一覧表を照査すること。

### 6.参加申出について

- 公告方法 有田市ホームページへの掲載による。
- (2) 参加申出の方法電子申請
- (3) 申出期限

令和5年6月1日(木)

- (4) 添付書類(電子データ(PDF形式)にて電子申請時に添付すること)
  - ア 委任状(別記第1号様式) (支店等に参加手続等の委任を行う場合)
  - イ 市町村税完納証明書(発行後3ヵ月を経過していないもの)又は市町村税にかかる 直近2年分の納税証明書(法人市民税、固定資産税、軽自動車税等)
    - ※支店等に入札等権限の委任を行う場合、受任者の営業所の所在地の証明書を提出すること。
  - ウ 登記簿謄本(いずれも発行後3ヵ月を経過していないもの)
  - 工 使用印鑑届出書(別記第2号様式)

※令和5年4月1日時点で有田市物品・役務一般(指名)競争入札参加者名簿に登載されている者は、ア〜エの添付を省略することができる。

#### 7.企画提案書について

電子データ(PDF 形式、A4 規格、縦横不問)で作成すること。ただし、機能要件一覧表については、Excel 形式で作成すること。

内容については、下記の通りとする。

- ・会社概要 組織概要(名称、所在地、設立年月日、資本金、従業員数等、業務概要など)
- ・ 当該業務の実施体制(人事部門、経理部門、業務管理部門など)
- ・経理部門において総勘定元帳および現金出納簿等の会計関係帳簿類を整備していることの 有無
- ・人事部門において労働者名簿、出納簿および賃金台帳等の労働関係帳簿を整備しているこ との有無
- ・「8.企画提案の内容」に記載のある事項
- ・「9.事業内訳書(見積書)」に記載のある事項

### 8.企画提案の内容

- (1) 本事業に関する全体方針
  - ・当市の強みや課題を踏まえた、本事業の目的
  - ・提案者の特徴や他者との優位性等
  - ・他団体での実績
- (2) セキュリティ対策・システム構成
  - ・サイバー攻撃等に対する情報セキュリティ対策
  - ・障害発生時における対応又はデータ損失のリスク低減策
  - ・全体的なシステムの構成と他システムとの連携を見据えた拡張性
- (3) スケジュール・プロジェクト管理
- (4) 実施体制
  - ・調査・プロモーション時における実施体制
  - ・地域情報(観光施設情報・店舗情報・イベント情報等)を収集又は更新していくための 実施体制
  - ・プロジェクト担当者の実績
- (5) 事前の各種調査・基本戦略策定における提案内容
  - ・外国人嗜好性調査、潜在力調査、基本戦略策定の具体的な手法と見込まれる成果
- (6) 観光ポータルの構築運用における提案内容
  - ・地域情報を収集及び持続的に更新していくための具体的な手法
  - ・ポータル訪問者の利便性向上又は当市への訪問意欲の促進に対する工夫
  - ・次年度以降の観光ポータルにおけるサービス展開の提案と所要事業費(概算) (ただし、次年度以降の事業実施について確約するものではない。)
- (7) プロモーション活動における提案内容
  - ・ポータルを活用した観光プロモーション活動における具体的手法と見込まれる成果
- (8) 機能要件一覧

機能要件一覧表を参照

## 9.事業費内訳書(見積書)

本業務の実施に必要な経費を計上すること。

保守費用については、5ヵ年の保守を想定し、年額で記載すること。

各費用に含める内容の例については以下の通りとする。

初期費用	調査費、設計費、機器に係る購入及び保守費、ソフトウェアライ
	センス購入費、操作研修費、システム構築費、データセンター利
	用に伴う仮想基盤・回線の初期費、プロモーション費など
保守費用	システム及びネットワーク監視・保守費、データセンター利用に
	伴う仮想基盤・回線利用費、ソフトウェアに係るメーカ保守費、
	運用サポート費など

また、初期費用に関しては仕様書「2. 委託業務内容」の各項目の内訳を明記すること。

# 10.企画提案書の提出期限

令和5年6月7日(水)17時

### 11.企画提案書の提出場所

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経済建設部産業振興課商工観光係

電話:0737-22-3624 (直通)

FAX: 0737-83-3108

E-Mail: shokokanko@city.arida.lg.jp

### 12.企画提案書の提出方法

当市にて用意するオンラインストレージサービスを用いた提出とするため、提出の準備ができ次第当市に連絡し、アップロード用 URL を受領すること。

提案書提出に係る受領書等は、事前に用意しないので、必要であれば任意で用意すること。

#### <u>13.参加資格</u>

本件企画提案に参加できるものは、以下記載の要件(資格および条件)を全て満たすことを前提とする。

- ア 地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- イ 国税、地方税の滞納がないこと。
- ウ 会社更生法第17条に基づき、更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- エ 民事再生法第21条第1項に基づき、再生手続き開始の申立てがなされていなこと。

- オ 破産法第18条第1項又は第19条に基づく破産の申立てがなされていないこと。
- カ 自己又は自社若しくは自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと。
- (ア) 暴力団 (暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する団体をいう。以下同じ。)
- (イ) 暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員、暴力団員の構成員をいう。以下同じ。)
- (ウ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
- (エ) 暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若 しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
- (オ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (カ) 上記 (ア) から (オ) までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当 に利用するなどしている者
- キ 参加表明書の提出時において、本市の指名停止を受けていないこと。
- ク 参加申出後、委託業者決定までの間においても参加資格条件を満たすこと。
- ケ 過去5年間、情報漏えい等の情報セキュリティに関する事項について、判決により罰金、 和解金の支払いが無いこと。
- コ 提案者は、当市に事業所又は営業所を有すること。又は、本事業開始に際し当市に事業 所(営業所)を開設すること。
- サ 提案者は、本事業開始に際し新たに設置する「(仮称)有田市スマートシティ推進協議会」 の会員となり、市内事業者や団体と密に連携し、当市の地域課題の解決に向けて、観光ポータルの活用によるサービス展開を持続的に提案・支援すること。
- シ 未上場かつ創業から15年以内であること。
- ス 参加申出時にプロダクト(サービス含む)を市場に提供しており、令和6年3月31日 (日)までに地域へのサービス実装が実現できること。
- セ 発行済株式の総数の 1/2 超を常時雇用する従業員数が 500 人以上の企業(以下「対象外企業」という。)に保有されている企業、又は発行済株式の総数の 2/3 以上を複数の対象外企業に保有されている企業のいずれにも該当していないこと。
- ソ 保守について、滞りなく迅速な対応が可能となるような体制を整えていること。

#### 14.最優秀企画提案の決定および評価方法

① 一次審査(4者以上の提出があった場合のみ実施)

提案書の提出があった者(以下「提案者」という。)を対象に、企画提案書のみで審査し、 上位3者程度を選定する。

各提案者に対し、令和5年6月8日(木)までに一次審査の合否並びにプレゼンテーションの開始時間及び開催場所を通知する。

その際、たとえ提案者からの求めであってもその者の順位及び採点結果は公表しない。ただし、本プロポーザルを実施後、本業務委託契約を締結した後においては、各提案者に対してのみ、参加者の総数及びその者の順位及び採点結果を開示することができる。

② 本審査

一次審査にて選定された者を対象に、下記日程でヒアリングを行う。

出席人数は、3名までとし、本業務を実際に担当する者が1名以上必ず出席すること。 関係者以外の出席は一切認めない。

当日の資料配布は認めない。ただし、提案書に記載のある内容の範囲内であれば、この限りではない。

プレゼンテーションの時間は、説明 40 分以内、質疑応答 30 分以内を予定しているが、提案者数により変更する場合がある。

プレゼンテーションに必要な機器類は提案者が持参すること。ただし、スクリーンについては本市で用意する。

プレゼンテーションは非公開とする。

プレゼンテーションへの出席は、Web 会議システムを用いたオンライン形式も可とするが、現地での出席者は1名以上とし、Web 会議システムの利用に必要な PC 等の機材・ネットワーク回線等は提案者が用意すること。また、オンライン形式の場合における出席者は、現地での出席者を含めて5名まで可とする。

開催日 令和5年6月14日(水)(予定)

場所別途通知する

#### 15.評価項目、評価委員および決定方法

- ①企画提案資料を各評価委員が総合的見地から評価する(250 点満点)。
- ②評価した点数を合計し、得点が最も高い事業者に決定する。

ただし、得点が最も高い事業者の評価点数が150点未満であった場合はこの限りではない。 受託業者を選定するにあたり、有田市観光ポータル構築業務に係る企画提案説明審査委員 会(以下「委員会」という。)を設置する。

委員会は、本事業における次の各号に掲げる事項について、別に定める事業計画評価基準 表に基づき、企画提案内容を総合的に評価する。

- (1) 提案書等提出された書類の審査
- (2) プロポーザルの評価および受託業者の選定

委員会は、委員8人以内で組織し、その委員は市長が任命する。

評価項目は、事業計画評価基準表のとおりとする。

結果については、自社の得点および最高点を後日通知する。

組織に対して、個別に訪問し事業説明等の営業活動は差し控えること。判明した場合、**失格**となる場合がある。

### 16.本事業における質疑応答

質問:令和5年6月2日(金)正午まで電子メールにて質問を受け付ける。(E-mail: shokokanko@city.arida.lg.jp)

回答:令和5年6月5日(月)までに市ホームページにて公開する。

# 17.その他留意事項

企画提案に必要な費用は、すべて事業者の負担とする。

参加申出後の辞退を可とするが、当市にその旨を書面(様式は任意、電子データ(PDF形式)でも可)で届け出でなければならない。

提出のあった各提案書は、一切返却しない。

審査結果の異議申立ては、一切受付けないものとする。

本企画提案説明は、優先交渉権者を選定するものであり、仕様並びに価格等について協議のあと、導入に至るものとする。したがって、選考結果が必ずしも導入を保証するものではないこと、並びに提案どおりの内容および価格での導入を保証するものではない。

本企画提案説明終了後も、本件に係る全ての守秘義務は継続するものとする。

### 18.担当および問い合わせ先(執務時間内での対応を厳守してください)

郵便番号 649-0392

和歌山県有田市箕島50番地

有田市経済建設部産業振興課商工観光係

担当(正)土井

担当(副)南村

電話:0737-22-3624 (直通)

FAX: 0737-83-3108

E-Mail: shokokanko@city.arida.lg.jp